

南知多町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月 23日

南知多町長 石 黒 和 彦

## 南知多町規則第 6号

### 南知多町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

南知多町子ども・子育て支援法施行細則（平成28年南知多町規則第15号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1階層の項定義の欄中「者（単給者を含む。）の属する」を削り、同表中「

第3階層		48,600円未満	19,000	17,000
第4A階層		48,600円以上 57,700円未満	29,500	27,000
第4B階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,700円以上 77,101円未満	29,500	27,000
第4C階層		77,101円以上 97,000円未満	29,500	27,000
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	39,500	37,000
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	47,500	45,000
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	52,500	50,000
第8階層		397,000円以上	57,000	54,500

」を「

第3階層	当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	14,500	12,500
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	25,000	22,500
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	35,000	32,500
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	43,000	40,500
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	48,000	45,500
第8階層		397,000円以上	52,500	50,000

」に、「

第3階層	第1階層及び	48,600円未満	9,000	8,000
第4A階層	第2階層を除き、当該年度分の市町村民	48,600円以上 57,700円未満	9,000	8,000
第4B階層	税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	57,700円以上 77,101円未満	9,000	8,000

」を「

当該年度分の市町村民税課 税世帯であって、その所得 割の額の区分が次の区分に 該当する世帯	48,600円未満	7,000	6,000
	48,600円以上 77,101円未満	7,000	6,000

」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。